

(議提議案第7号)

令和5年12月19日

議長 須永宣延様

提出者	議員	小 鮒 賢 二
〃	〃	大久保 照 夫
〃	〃	林 幸 子
〃	〃	権 田 清 志
〃	〃	黒 澤 三千夫
〃	〃	大 山 美智子

議案提出について

令和5年第5回市議会定例会（12月19日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[議提議案第7号] 熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

[理由] 政務活動費の運用に当たり、透明性の確保の観点から、交付対象の会派としての認定要件を整えるため

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「所属議員が1人の場合を含む」を「2人以上の議員により結成され、別に定めるところにより議長に届出をしたものをいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。